

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、以下の経営理念のもと、お客様や株主・投資家の皆様、お取引先、そして社員などあらゆるステークホルダーに対して、誠実で責任のある行動を心掛け、信頼される企業として成長していくことを基本方針としております。

経営理念

- 素直に思ったことを、率直に話し合い、正直に行動し信頼関係を築こう。
- 随所随時の精神で、社員一人ひとりが経営に参加する全員経営の意識を持とう。
- 社会貢献の出来るサービスを提供し、顧客満足度の向上を目指す。
- 市場の変化に迅速かつ確に対応し、常に企業価値を高める企業体質を目指す。

当社に関わるそれぞれのステークホルダーに対する責任を果たし、事業活動を継続するためには、コーポレート・ガバナンスの充実及び強化が重要であると認識しております。また、経営の透明性の向上や公正性の確保等に努め、合理的かつ機動的な経営活動が継続的に企業価値を高めるものと考えており、当社は適時適切な情報開示に取り組むとともに、あらゆるステークホルダーとの接点を大切に、信頼関係を築いてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4】

当社は、議決権の電子行使については、株主・投資家の皆様のご意見・ご要望も参考しつつ、各種手続き及び費用等を勘案し導入するか否かを判断します。また、招集通知の英訳についても、外国人株主比率等の推移も踏まえて判断する方針です。

【原則1-4】

上場株式の政策保有に関する方針について

当社は、事業戦略上の重要性及び取引先との事業上の関係等を総合的に勘案し、当社の中長期的な企業価値向上に必要と判断した場合には上場株式を政策的に保有することとしております。また、個別の政策保有株式について保有継続等の経済合理性を検証し、疑義が生じた場合には、保有継続の可否について取締役会に諮ることとしております。

政策保有株式に係る議決権行使の判断基準について

当社は、政策保有株式に係る議決権の行使については、定期的・短期的な基準で画一的に賛否を判断するのではなく、投資先企業の経営方針・事業戦略を尊重したうえで、当該企業の中長期的な企業価値向上につながるか、当社の企業価値を毀損する可能性がないか等を個別に精査し、議案への賛否を判断することとしております。

【補充原則3-1-2】

当社は、英語での開示・提供については、外国人株主比率等の推移も踏まえて判断する方針です。

【補充原則4-10-1】

当社は、取締役の指名・報酬については、取締役会での審議に先立ち、独立社外取締役に對し事前説明及び意見聴取を実施するほか、取締役会の審議の際に、議長より独立社外取締役に発言を促す等により、独立社外取締役より適切な関与・助言を得る方針です。

【補充原則4-11-3】

当社は、取締役会全体の実効性についての分析・評価を行い、必要に応じてその概要を開示する方針です。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4】

上記「コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由」に記載のとおりです。

【原則1-7】

当社は、当社役員及び主要株主等による関連当事者取引については、その情報を適切に把握するとともに、経営の透明性を高める観点から、取締役会決議事項としております。

【原則2-6】

当社は、確定拠出年金制度を導入しておりますが、アセットオーナーとして企業年金の積み立て等の運用に関与しておりません。

【原則3-1】

(1)経営理念、経営戦略及び経営計画

経営理念は、本報告書「1 コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報 1. 基本的な考え方」に記載しております。

また、中期経営計画は当社ホームページに掲載しております。
<https://www.svh.co.jp/ir/library/>

(2)コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、本報告書「1 コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報 1. 基本的な考え方」に記載しております。

(3)取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続き

取締役の報酬及びその方針については、株主総会の決議による取締役の報酬総額の限度内にて会社の業績や経済情勢等を勘案し、取締役会の決議を経て代表取締役が決定することとしております。

(4)経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続き

取締役・監査役候補の指名を行うに当たっては、取締役・監査役として相応しい豊富な経験、高い識見及び高い専門性を有する人物を候補者とし、取締役会の決議を経ております。なお、監査役候補者については、監査役会の同意を得て指名しております。

また、経営陣幹部の解任については、経営陣として求められる機能を十分発揮していないと認められる場合は取締役会において決定します。

(5)上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名について

取締役・監査役候補者について、その略歴及び候補者とする理由を「定時株主総会招集ご通知」の参考書類に記載しております。

【原則4-1-1】

当社は、取締役会規則、会議規程、職務権限規程及び稟議規程等を定め、取締役会における決議事項及びそれ以外の決裁権限の範囲等を明確化しております。

【原則4-9】

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準を満たしていることに加え、豊富な経験、高い識見及び高い専門性を有し、取締役会において建設的な議論を通じて当社の中長期的な企業価値向上に寄与することを期待できる人物を選定しております。

【補充原則4-11-1】

当社は、事業規模、事業形態等を考慮し、取締役会の員数を10名以内と定めております。また、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性を勘案し、当社に適した取締役会の人員構成を構築しております。

【補充原則4-11-2】

当社の取締役及び監査役の重要な兼職状況は、「株主総会招集ご通知」の事業報告及び参考書類において開示することとしております。

【補充原則4-14-2】

当社は、当社の中長期的な企業価値向上に寄与できる資質を備えた人物を取締役・監査役に指名しております。各取締役・監査役は、主体的にその役割・責務に係る必要な知識の習得の自己研鑽に努めるほか、必要に応じて外部講師等による講習会の実施や外部研修等を活用することとしております。

【原則5-1】

株主との建設的な対話を促進するための方針は以下のとおりです。

(1)株主・投資家との対話はIR担当部門が中心となり、建設的な対話を促進するため社長CEOが統括します。

(2)IR担当部門は管理本部IR広報部とし、関係部門と有機的な連携を図り対応します。

(3)アナリスト、機関投資家等の皆様に対して、半期毎に決算説明会を実施するほか、個人投資家の皆様に対しても会社説明会を実施するなど個別面談以外の対話の充実を図ります。また、ホームページ上に専用ページを設け、事業内容、業績、経営方針等を分かりやすく掲載します。

(4)対話において把握された株主の皆様の見解等については、取締役会、経営会議にフィードバックします。

(5)株主・投資家の皆様との対話に際し、社内規程に定め、インサイダー情報の管理を徹底します。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	6,006,000	16.89
有限会社森岡インターナショナル	2,275,904	6.40
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,831,600	5.15
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/FIM/LUXEMBOURG FUNDS/UCITS ASSETS	1,650,000	4.64
株式会社北陸銀行	1,342,096	3.77
株式会社北國銀行	1,303,646	3.67
日本生命保険相互会社	976,649	2.75
森岡 篤弘	719,276	2.02
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	623,600	1.75
阪和興業株式会社	616,000	1.73

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

更新

当社は、2018年10月1日に設立された会社のため、株主情報をまだ把握しておりません。そのため、上記は日成ビルド工業株式会社の2018年9月30日現在の大株主の状況を記載しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
吉田 修平	弁護士											
井上 善雄	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
吉田 修平	○	_____	過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての豊富な経験と専門知識を有しており、その経験を当社の経営に活かしていただきたいと考えております。また、取引所が規定する独立性に関する判断基準等に該当する項目はございませんので、一般株主と利益相反が生じる恐れはないものと判断しております。

井上 善雄	○	_____	金融機関で培った経験及び上場会社の経営者として豊富な経験・高い見識を有しており、業界の枠を超えて当社の経営に対して適切な監督、助言をいただけるものと考えております。また、取引所が規定する独立性に関する判断基準等に該当する項目はございませんので、一般株主と利益相反が生じる恐れはないものと判断しております。
-------	---	-------	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、当社が監査証明を受ける有限責任 あずさ監査法人からは、必要と認められてた都度、監査結果の報告及びその説明を受けるほか、情報の交換等相互に連携を図ることとしております。また、内部監査室は、内部監査の結果を監査役等に報告及びその説明を行うほか、監査役との情報の交換等相互に連携を図ることとしております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
荒川 勝治	他の会社の出身者													
妹尾 喜三郎	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目														
本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」														
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」														
a	上場会社又はその子会社の業務執行者													
b	上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与													
c	上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役													
d	上場会社の親会社の監査役													
e	上場会社の兄弟会社の業務執行者													
f	上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者													
g	上場会社の主要な取引先又はその業務執行者													
h	上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家													
i	上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)													
j	上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)													
k	社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)													
l	上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)													
m	その他													

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	----------	--------------	-------

荒川 勝治	○	——	荒川勝治氏は、異業種の経営者として豊富な経験・識見を有しており、客観的かつ中立的な立場で社外監査役としての職務を遂行していただいております。また、取引所が規定する独立性に関する判断基準等に該当する項目はございませんので、一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断しております。
妹尾 喜三郎	○	——	妹尾喜三郎氏は、行政分野及び上場会社において要職を歴任する中で培った豊富な経験と高い見識により、客観的及び中立的な立場から意見を述べ、社外監査役としての職責を適切に遂行していただけるものと考えております。また、取引所が規定する独立性に関する判断基準等に該当する項目はございませんので、一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
その他独立役員に関する事項	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明

当社の取締役(社外取締役を除く。)に対して業績連動型の株式報酬制度(株式給付信託)を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

取締役の役員報酬等は、平成31年6月開催予定の第1回定時株主総会において決議する予定です。
 なお、当社の最初の取締役に対する、当社設立の日から最初の定時株主総会終結の時までの取締役の報酬等の額は年額400百万円以内(但し、使用人分給与は含まない。)としております。また、別枠で、取締役(社外取締役を除く。)に対し株式報酬制度(株式給付信託)を設定しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役から業務執行に係る重要な文書など閲覧要求があった場合には速やかに提出するとともに、説明の要求があった場合には速やかに対応することとしております。また、常勤の監査役は、内部統制システムに関する事項、監査室による監査に関する事項及び自らの監査結果に関する事項等について、社外取締役及び社外監査役と情報や意見を交換し取締役の監視・監督の実効性を高めることとしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

会社の機関の内容

当社は、株主総会及び取締役のほか、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を設置しております。取締役会は、取締役7名、うち2名が社外取締役で構成され、経営の基本方針その他重要事項を決定するとともに、子会社を含めた重要な業務執行状況を監督しております。監査役会は、監査役3名、うち2名が社外監査役で構成され、重要会議に出席するほか、重要な書類を閲覧することにより、客観的かつ中立的な立場から、より一層の強固な経営監視機能を果たしております。

内部統制システムの整備の状況

内部監査室及び内部統制室が連携して、金融商品取引法に定める内部統制報告制度への対応を含め内部統制システムの構築を実施し、内部統制システム及びコンプライアンス体制の整備を行っております。また、「コンプライアンス規程」をグループ規程として制定するとともに、コンプライアンス担当取締役を任命して、当社グループ全体にわたるコンプライアンス管理体制を確立し、その維持及び改善を図っております。加えて、取締役会の諮問機関としてコンプライアンス委員会を設置しております。

リスク管理体制の整備に関する方針

当社は「リスク管理規定」をグループ規程として制定し、リスクの軽減及び防止並びに会社損失の最小化を図っております。また、リスク管理担当取締役を任命して、当社グループ全体にわたるリスク管理体制を確立し、その維持及び改善を図っております。加えて、取締役会の諮問機関としてリスク管理委員会を設置しております。

子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

子会社の取締役を兼務する当社の取締役が重要な子会社の取締役会等の重要な会議に出席することにより法令等の適合性及び業務の適正性等を把握するとともに、その状況を当社の取締役会、経営会議等の重要な会議にて報告を行っております。

内部監査及び監査役監査の状況

監査役は、社外監査役2名を含む3名(常勤の監査役1名)の監査役から構成され、各監査役が取締役会に出席するほか、常勤の監査役は経営会議等の重要な会議に出席し、経営の監視・監督を行っております。また、各監査役は業務監査及び会計監査を計画的に実施し、会計監査人からは、必要と認められた都度、監査結果の報告及びその説明を受け、情報の交換等相互に連携を図っております。また、内部統制システムの有効性を高めるため、常勤の監査役及び内部統制担当取締役と必要に応じて情報や意見を交換し連携を強めております。また、常勤の監査役は、内部統制システムに関する事項等について、社外取締役及び社外監査役と情報や意見を交換し監査役監査の実効性を高めております。

会計監査の状況

当社は、会計監査人として有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、客観的かつ中立的な立場からの経営監視機能が重要であると認識しており、社外取締役2名及び社外監査役2名がその役割を全うすることにより、一般株主その他のステークホルダーといった外部の立場からの経営監視機能が十分果たし得るものと考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知については、早期に発送する予定です。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	当社は、原則、本決算及び中間決算発表後、アナリスト・機関投資家向けに決算説明会を開催しており、決算の概要、経営方針及び戦略等について代表取締役社長が説明を行っております。また、当該説明会資料は、当社ホームページへの掲載しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信等の決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書等、会社説明会資料、株主総会の招集通知及び決議通知、年次報告書等を掲載するほか、ビジュアル化した直近の業績の主要な指標、株式の状況及びIRカレンダー等を掲載するなどIR資料の当社ホームページへの記載の充実に努めております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	社内規程に特段定めておりませんが、当社の経営理念のもと、お客様や株主・投資家の皆様、お取引先、社員などあらゆるステークホルダーに対して、誠実で責任のある行動を心掛け、信頼される企業として成長することを基本方針とし、当社グループに向けて当社の経営理念の周知徹底に努めてまいります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 基本方針

当社は、以下の経営理念のもと、お客様や株主・投資家の皆様、お取引先、そして社員などあらゆるステークホルダーに対して、誠実で責任のある行動を心掛け、信頼される企業として成長していくことを基本方針とする。

経営理念

- 素直に思ったことを、率直に話し合い、正直に行動し信頼関係を築こう。
- 随所随所主の精神で、社員一人ひとりが経営に参加する全員経営の意識を持とう。
- 社会貢献の出来るサービスを提供し、顧客満足度の向上を目指そう。
- 市場の変化に迅速かつ的確に対応し、常に企業価値を高める企業体質を目指そう。

2. 内部統制システム構築に向けた基本方針

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社グループにおける企業倫理の遵守及び企業の社会的責任を果たすため、「企業行動憲章」を制定し、当社グループ役職員に周知徹底を図る。

当社は、当社グループにおけるコンプライアンスの徹底と社会的信用の向上を図るため、「コンプライアンス規程」をグループ規程として制定する。

取締役会長兼社長CEOは、コンプライアンス担当取締役を任命して、当社グループ全体にわたるコンプライアンス管理体制を確立し、その維持及び改善を図るものとする。

当社は、グループ全体におけるコンプライアンスの運用状況を把握し、コンプライアンス違反を未然に防止するため、取締役会の諮問機関としてコンプライアンス委員会を設置する。

グループ各社におけるコンプライアンス責任者は、各社の社長とする。

当社は、コンプライアンス経営を有効に機能させるため、グループ全体を対象として、通常の報告経路から独立した内部通報のしくみを設ける。

当社グループは、反社会的勢力に対する対応を「反社会的勢力対策規程」に明示し、反社会的勢力との取引関係その他一切の関わりを持たず、徹底的に排除する。

(2) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会を月1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時開催する。社外取締役の参加により、経営の透明性及び健全性の維持に努める。また、「取締役会規則」を定め、取締役会が決定すべき事項を明確化する。

当社は、取締役の職務執行が効率的かつ適正に行われるよう「職務権限規程」等の社内規程を定める。

(3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、「文書管理規程」に基づき、適切に保存し管理する。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社及び当社の関係会社（以下「当社グループ」という。）におけるリスクの軽減及び防止並びに会社損失の最小化を図るため、「リスク管理規程」をグループ規程として制定する。

取締役会長兼社長CEOは、リスク管理担当取締役を任命して、当社グループ全体にわたるリスク管理体制を確立し、その維持及び改善を図るものとする。

当社は、リスク管理の当社グループへの推進及びリスク管理に必要な情報の共有化を図るため、取締役会の諮問機関としてリスク管理委員会を設置する。

グループ各社におけるリスク管理責任者は、各社の社長とする。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、グループ経営の適正かつ効率的な運営のため、「関係会社管理規程」を制定する。

当社は、必要に応じて、グループ各社に取締役及び監査役を派遣する。

内部監査室及び内部統制室は、連携して当社グループにおける経営の合理化及び効率化並びに業務の適正な遂行について、その維持及び改善を図るものとする。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役から求めがあった場合は、その職務を補助すべき使用人を置くことができる。

監査役の職務を補助すべき使用人は、当該業務の遂行にあたり取締役から指揮命令を受けないものとする。

(7) 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役は、取締役会、経営会議に付議又は報告される事項のほか、次の事項につき取締役又は使用人から定期的又は臨時に報告を受ける。

- ・ 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したとき
- ・ 内部監査室が実施した内部監査の結果
- ・ その他監査役が必要と定めた事項

当社は、前記に関する報告を行ったことを理由として当社グループ役職員は不利な取扱いを受けないことを周知する。

(8) その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、当社グループの重要な会議に出席するとともに、業務執行に係る重要な文書を閲覧することができる。

監査役は、監査の実施にあたり必要あるときは、弁護士等の外部専門家を活用することができる。なお、その費用は当社が負担するものとする。

(9) 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について費用等を請求したときは、監査役の職務執行に明らかに必要でないと認められた場合を除き、速やかにその費用を処理する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは、反社会的勢力に対する対応を「反社会的勢力対策規程」に明示し、反社会的勢力との取引関係その他一切の関わりを持たず、徹底的に排除する方針です。

反社会的勢力排除に向けた整備状況

- (1) 「反社会的勢力対策規程」をグループ規程として制定し、当社グループ全役職員に周知する。
- (2) 民暴にかかるトラブル及び反社会的勢力に関する担当責任者は、法務・コンプライアンス部長とする。
- (3) 取引先及び取引見込み先等の関係先に関して、可能な限り、風評その他の情報収集に努める。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

当社は、買収防衛策を導入しておりません。

当社は、着実な業績の向上や効率的な経営資源の活用等による企業価値向上の努力に加えて、市場の評価と企業価値のギャップを埋める努力、さらには、株主との共同利益の確保及び向上に努めることが最良の策であると考えております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

内部統制システムの構築に関する基本方針を推進し、当社に関わるそれぞれのステークホルダーに対する責任を果たしてまいり所存であります。

